

第11章

ロシア

ロシアはWTO加盟交渉中の国であるが、以下の措置は、加盟交渉中にWTO協定の基本的方向性に逆行して導入されたものであり、かつ貿易歪曲効果を有する措置であることから、WTO協定との整合性に問題ある制度が多数見られる中で特にここで取り上げることとしたものである。

セーフガード

大径管に対するセーフガード措置

＜措置の概要＞

ロシア経済発展貿易省は、ロシア鉄鋼業界の提訴を受け、2005年2月3日に大径管に関するセーフガード調査を開始した。提訴者は、今後ロシアが重大な損害を被るおそれがあるため、①暫定措置として関税引き上げ（20%）、②最終措置として輸入数量制限（5年間）の措置を求めた。これに対し、我が国は公聴会に出席するとともに、調査当局との個別の協議や各種の閣僚会合等のあらゆる機会をとらえ、ロシア連邦政府に対して当該セーフガード措置を発動することはロシア連邦法上問題であり、またWTO加盟を目前に控えた国としてWTO協定にも整合的でない当該措置を講ずるべきではない旨、繰り返し申し入れてきた。

＜国際ルール上の問題点＞

セーフガードの発動要件は、①予見されなかった事情の発展、②輸入の急増、③国内産業の重大な損害又は損害のおそれ、及び④輸入急増と損害の因果関係であるが、ロシア側が2005年11月に公開した調査結果報告書の内容は、WTO協定に照らしてみても以下の問題がある。まず、調査対象期間中、ロシア鋼管メーカーの国内生産量・販売量、総輸出量の増加、生産設備稼働率の上昇、従業員数の増加が見られ、ロシア国内産業が重大な損害を被っている状態にあったということはできない。また、大径管の輸入増加と重大な損害の因果関係について、客観的な証拠に基づいた立証が何らなされていない。更に、そもそも当該セーフガード措置の対象となっている日本製大径管は、產品の特性・最終用途・市場における評価等の面でロシア製大径管と直接競合関係はない。これら等の理由から、当該セーフガード措置を発動することは不適切である。

＜最近の動き＞

日本側から累次にわたり問題を指摘し、措置が不適切である旨申し入れてきたにも拘らず、2006年7月21日、経済発展貿易省はロシア連邦政府に調査報告書案を上程し、2006年11月18日、ロシア連邦政府は大径管に対するセーフガード措置の決定を発表した。これにより、我が国等からロシア国内に輸入されている大径

管については、2006年12月21日から3年間、特別関税8%が賦課されることになった。なお、本措置発動時点において、ロシアはWTO加盟を果たしていないため、当該措置についてWTO紛争解決機関で争うことは不可能であるが、ロシア連邦政府が2006年11月18日の本措置決定時に公表した政令において、措置発動後1年ごとに本措置の見直し調査を実施するとしたことに基づき、我が国は2007年12月21日に措置の撤回を求める申し入れを行ったところである。今後も引き続き適切な対応を検討していく必要がある。

輸出税を賦課する措置

丸太輸出税引き上げ

＜措置の概要＞

ロシア政府は、2007年2月7日、前年12月に発効したロシア森林法の追加的措置として、林産物の輸出税引き上げを発表した。それによると、2007年7月1日を第1回目として遅くとも2011年1月1日までに、針葉樹・広葉樹・ポプラ丸太等に係る輸出税を段階的に引き上げるとされている。例えば、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月1日でそれまで6.5%であった輸出税率が20%に引き上げられ、更に、2009年1月1日には80%に引き上げられる。

なお、丸太等の輸出税の引き上げと同時に、紙・パルプ等の木材製品の輸出税の引き下げ・撤廃措置も導入されているが、これら一連の措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からロシアの木材加工業界への投資促進を狙ったものである。

本措置に関しては、国内外に対する事前の説明や実施までの猶予期間が十分でなかったこと

もあり、例えば地方政府と中央政府において課税方式に係る見解に相違があったり、照会への対応が滞るなどの問題が発生している。

＜国際ルール上の問題点＞

WTOにロシアが未加盟であり、また、WTO協定上も輸出税に関する規定がないため、本措置を巡る問題提起は難しい。

しかしながら、本措置は、①世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の35%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業の成長が間に合わないと懸念があること、等から、世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

＜最近の動き＞

我が国をはじめEU（スウェーデン、フィンランド、バルト3国）等のロシア材丸太輸入国は、本措置を大変厳しく受け止めている。我が国は、様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝えているところである。